

申請要領

2012年度(平成24年度)用

国際交流基金

このプログラムは、海外の日系人日本語教育機関の教師養成のため、日系人日本語教師を国際交流基金日本語国際センターに招へいし、日本語教授法や日本語運用力の向上のための集中的な研修を行うものです。

1. 申請資格

海外で日系人を対象に日本語教育を行う教育機関(個人からの申請は受け付けません。)

このプログラムに申請できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 候補者は申請機関と雇用関係にある日本語教師で帰国後も当該機関に引き続き勤務することが決定していること。常勤講師を優先する。
- (2) 日本語能力試験N2(旧日本語能力試験2級)程度以上の日本語運用力を持っていること。(日本語能力試験の各レベルの認定の目安は日本語能力試験公式ウェブサイトの「N1～N5: 認定の目安」<http://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>を参照。)
- (3) 2012年(平成24年)8月1日現在、日本語教授歴2年以上であること。(個人教授期間は含まない。)
- (4) 2007年(平成19年)8月から2012年(平成24年)8月1日までに国際交流基金(以下「基金」)、日本の大学等において2か月間以上継続して日本語教師研修(海外日本語教師研修<短期>を含む。)を受講していないこと。
- (5) 2012年(平成24年)8月1日現在、満55歳以下であること。
- (6) 日本、又は指定国(アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、メキシコ、パラグアイ、ペルー、キューバ、ウルグアイ、ベネズエラ)の国籍を有し、生活の基盤が同指定国にあること。
- (7) 日本からの海外移住者又はその子孫(概ね日系3世まで)であること。
- (8) 心身ともに健康であること。

2. 実施時期

2013年(平成25年)1月16日(水)～3月15日(金)(予定)

3. 実施場所

国際交流基金日本語国際センター(埼玉県さいたま市浦和区北浦和)

4. 研修内容

(1) 授業

・日本語

身近な話題や単純な課題だけでなく、一般的な話題や複雑な課題、抽象的な内容についても対応できる中・上級レベルの日本語運用能力をつけることを目標とします。また、日本語を教えるのに必要な日本語の分析力を身に付けることを目指します。

・日本語教授法

基礎的な日本語教授法の理論を学び確認するとともに、教授技術の向上を目指します。研修後半では、模擬授業を通して実践的な力を養うことを目指すグループと、日本語教育において指導的な役割を担うために必要な能力(専門性の高い日本語教授法理論、コースデザイン、教材開発、教師養成に関する知識等)を身につけることを目指すグループに分かれます。

(2) 日本文化体験プログラム

地域との交流(小学校訪問等)、外国人学校の訪問、茶道・生け花・書道等のデモンストレーション、研修旅行等を通じて日本文化を体験し、日本語教育への応用を考えます。

5. 採用人数

12名程度

2011年度(平成23年度)実績 なし(JICAより移管)

6. 日本語国際センター負担経費

日本語国際センターの規定に基づき以下の経費を負担します。

- (1) 居住地最寄り国際空港からの往復航空券(原則として、ディスカウント・エコノミークラス)、出国税及び空港利用税、研修補助費(来日中の自主研修に必要な公共交通機関の交通費及び通信費等を現物で支給)。
- (2) 日本語国際センター内の宿舎(シングルルーム)
- (3) 研修期間中の食事
日本語国際センターは研修参加者に対し、朝食・昼食・夕食を現物又は現金で支給します。
- (4) 研修に参加するための必要経費(教材費等)
- (5) 研修参加に必要な期間中の疾病及び傷害に対する海外旅行保険の付与(補償額の上限あり。既往症や歯科治療等は当該保険の適用対象外)

7. 研修参加者の義務

研修参加者は以下の条件を守らねばなりません。

- (1) 日本滞在中は日本国法令を守ること。
- (2) 研修に専念し、日本滞在を他の目的(宗教的あるいは政治的目的等)に利用しないこと。
- (3) 研修参加者は、集団での研修に参加することを前提に招へいされたことを理解し、日本語国際センターの指示に従って、すべての研修活動に参加すること。
- (4) 原則として、研修期間の開始より前に来日しないこと。
- (5) 原則として、研修期間中に一時帰国や第三国への旅行をしないこと。
- (6) 日本語国際センターが滞在延長を許可した場合を除き、研修期間が終わり次第、直ちに帰国すること。
- (7) 家族を同伴しないこと。

8. 申請手続

- (1) 申請書は 2012年(平成24年)8月1日必着で最寄の基金海外拠点又は在外日本公館に提出して下さい。
- (2) この申請用紙は全部で7ページです。申請する際には、この申請書の原本及びそのコピー1部を、それぞれホッチキス止めの上、提出して下さい。また必ず申請者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいて下さい。

9. 申請書記入上の注意

申請書は、「英語」や「原語」等の指示があるところ以外は日本語で記入して下さい。また、記入にあたっては、ほかの人の助けは借りず、自分の力だけで書いて下さい。

10. 選考方針

申請資格を満たしている候補者に対して、研修の(1)必要性、(2)有効性、(3)効率性の3つの観点から審査します。

(1)に関しては、当該国での日本語教授研修の重要性、また基金の日本語事業計画を実施する上での必要性等の点から評価します。

(2)は候補者個人の当該国日本語教育界におけるポジション、影響力等によって審査します。

(3)に関しては、候補者本人の日本語運用能力、教授経験、日本での学習歴、作文能力等から研修の効率性を審査します。

11. 申請受理通知

申請書の受理通知を希望する申請者は、はがきに返信用切手を添付の上、住所、氏名、プログラム名、受理通知を希望する旨を記載して、申請書に同封してください。基金海外拠点・在外日本公館の担当者が申請書を受領したことを証するために、署名して返送します。ただし、返信用切手が貼っていないもの、必要事項が記載されていないものは、返送しませんので、ご留意ください。

12. 審査・合否通知

日本語国際センターで審査を行い、2012年(平成24年)10月中に結果を各申請者に通知します。また、審査に際しては、当該国での日本語研修会や日本語教師養成等、日本語教育支援活動への取り組みが積極的な機関を優先します。

平成24年度の「海外日本語教師研修」又は「日本語教育指導者養成プログラム(修士コース)」に合格した場合も、同一年度には一つのプログラムしか参加できません。

なお、採否理由等についてのお問い合わせには一切応じられませんのでご了承下さい。

13 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請機関の名称等の情報は、「国際交流基金日本語国際センター事業報告」及び基金ホームページ、その他の広報資料において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は、開示されます。

14. 個人情報の取扱い

以下の内容を、申請機関から候補者にお伝えくださるようお願いいたします。

- (1) 基金は、2005年(平成17年)4月1日に施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。基金の個人情報保護への取り組みについては、以下のウェブサイトをご覧ください。
<http://www.jpfi.go.jp/j/privacy/>
- (2) 提出された申請書及び関連書類は一切返却いたしません。
- (3) 申請書に記入される連絡先に、他の基金事業についてご案内をお送りすることがあります。
- (4) 採否審査のため、申請書及び推薦書を外部有識者等に提供することがあります。
- (5) 採用された場合、研修参加者の氏名、国名、性別、所属機関、研修期間等に関する情報を研修実施案内に公表するほか、日本語国際センター事業報告、事業実績、ホームページ、申請要領等に公表することがあります。また統計資料を作成し国際交流基金年報、事業実績、ホームページ等に掲載するために利用します。
- (6) 事業評価及び学術研究の統計資料作成のため、採用者及び所属機関の情報を利用することがあります。
- (7) 研修実施のため、採用者の氏名、国名、性別、生年月日、自宅住所、所属機関、研修期間等に関する情報を以下の機関に提供します。
 - ・日本国外務省及び関連各在外日本公館(ビザ手配及び参加関連書類送付のため)
 - ・保険会社及びその代理店(海外旅行傷害保険加入のため)

- ・関係各航空会社(航空券手配のため)
 - ・関係自治体、文化・教育団体(各種文化プログラム実施のため)
 - ・関係国内運送会社、宿泊施設等(研修旅行等の実施のため)
- (8) 本研修に応募された方は、上記目的での個人情報の利用に同意したものとみなします。